

「特定技能」に4分野の追加検討

外国人労働者を受け入れる「特定技能」について、政府は新たに「自動車運送」、「鉄道」、「林業」、「木材産業」の4つの分野についての追加を検討しており、自民党の特別委員会に示しました。業務内容について「自動車運送」ではバスやタクシー、トラックの運転手など、また「鉄道」では運転士や駅員、車両整備などを想定しているとの事です。政府は今月の閣議決定を目指しており、新たな分野が追加されれば、特定技能制度が導入されて初めての事となります。



令和6年度税制改正大綱のあらまし

「令和6年度税制改正の大綱」（令和5年12月22日閣議決定）及び「所得税法等の一部を改正する法律案」（令和6年2月2日閣議決定）で、令和6年度の税制改正の内容が明らかになりました。今回の特徴としまして「暮らし」においては定額減税による物価上昇支援と子育て支援の強化、「企業」においては賃上げ促進税制強化による賃金増加支援がみられますが、全般的に中小企業への影響は小さいと考えられます。

今回の一番の目玉は何と言っても「所得税・個人住民税の低額減税」ではないでしょうか。これは物価高対策の一環として、令和6年6月から1人あたり4万円（所得税3万円と住民税1万円）の定額減税が実施されます。（尚、年収2000万円を超える高所得者層は、減税の対象外とされています。）

■減税・給付金のポイントは、以下の3点です。

1人あたり4万円、扶養家族数に応じた減税額（定額減税）

デフレ対策として

納税額が少ない低所得層への一部現金給付

非課税世帯への現金給付（7万円～10万円）が盛り込まれております。



減税の方法ですが、所得税・住民税が課税される所得層は、令和6年6月から1人あたり4万円（所得税3万円と住民税1万円）の定額減税が実施されます。

給与所得者は、令和6年6月支給給与の所得税・令和6年7月支給給与の住民税の徴収分から反映され、所得税は、令和6年6月支給の源泉徴収税額から減税分が控除され、家族合計の減税額に達しない場合は、翌月以降に繰り越し、順次減税される仕組みです。

住民税は、令和6年6月分は徴収せず、定額減税後の税額を令和6年7月分～令和7年5月分の11カ月で均等に控除されます。

詳しくは財務省ホームページをご覧ください。

[zeiseian06_all.pdf \(mof.go.jp\)](https://www.mof.go.jp/zeiseian06_all.pdf)

※尚、上記内容は法律が成立する前の内容であることにご留意くださいませ。

